○柏崎市建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定に関し、次の基準の一に該当するものは、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして認定審査を行うものとする。

なお、旧法第43条1項ただし書きによる許可又は法第43条第2項第1号による認定を受けた一戸建て住宅等で、その許可又は認定の後に敷地と道路の関係や規模、形態などが著しく変わらないものについては、認定申請を不要とすることができる。

【認定基準１】

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第1項第1号に該当し、次の各号に該当する幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する敷地であって、道等の管理者と通行上、日常的に使用することについて協議が終了していること。

⑴　土地改良事業、農道整備事業等による農道

⑵　港湾施設である道

⑶　現に通行の用に供されている河川又は海岸の管理用の道

⑷　現に通行の用に供されている国、県又は市の所有する公共用通路等

【認定基準２】

法第42条の道路と敷地の間に次の各号に該当する河川、水路等があり、そこに架かる橋等が幅員2メートル以上のもので管理者との協議が終了し、一般通行の用に供されていること。

ただし、河川、水路等の幅が2メートル以下で管理者との協議が終了し、一般通行の用に供されている場合は、法第43条第1項の接道要件を満たすものとする。

⑴　地方公共団体その他これらに準ずるものが所有又は管理する河川、水路等

⑵　里道、都市計画事業等による買収済道路予定地等

【認定基準３】

省令第10条の3第1項第2号に該当するもので、次の各号に該当する幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する敷地であって、道の所有者等と通行等について協議か終了しているこ

と。

⑴　建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）第 2 条の規定の施行の際（平成 11 年 5 月 1 日）現に存在する道で一般通行の用に供されているもの

⑵　柏崎市道路位置指定要綱第 8 条第 2 項の技術的基準に適合するもの

（施行期日）

1　この認定基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。